

## まさしんぐWORLDカード会員規約

**第1条 (まさしんぐWORLDカードシステム)** まさしんぐWORLDカードシステムとは、株式会社まさし(以下「当社」といいます。)および株式会社ジェシービー(以下「JCB」といいます。)と当社に認められた店舗(当社および当社の関連会社全店。以下「加盟店」といいます。)とが、互いに協力して、当社およびJCB(以下「両社」といいます。)が発行するまさしんぐWORLDカード(以下「カード」といいます。)により、会員に対して加盟店利用時の利便性を提供することを目的としたシステムをいい、本規約ではカードシステムと略称します。

**第2条 (会員)** 1.本規約を承認のうえ、両社にカードシステムへの入会を両社所定の申込書により申し込み、両社が審査のうえ入会を承認した方を会員といいます。 2.会員は、JCBの審査により、立替払い会員(第8条第1項の定めのとおり、立替払いをJCBに委託する会員をいいます。以下同じ。)または集金代行会員(第10条第1項の定めのとおり、カード利用代金の集金業務を当社がJCBに委託した会員をいいます。以下同じ。)として入会を承認されることとします。 3.会員と両社との契約は両社が入会を承認したときに成立するものとし、カードの発行をもって契約成立通知とします。

**第3条 (カードの貸与)** 1.当社は、会員に対し、両社が発行するカードを貸与します。会員は当社よりカードを貸与されたときに、ただちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。 2.カードの表面には会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等(以下「カード情報」といいます。)が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりカード利用(第8条に定めるものをいいます。以下同じ。)をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。 3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外は使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。 4.会員が前項に違反し、その違反に起因して第三者によるカードの利用があった場合は、その利用代金は会員の負担となります。

**第4条 (カードの有効期限)** 1.カードの有効期限はカード上に表示した年月の末日までとします。 2.両社はカードの有効期限までに、退会の申し出のない会員で、かつ、JCBが審査し、両社が引き続き会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。)を発行します。

**第5条 (暗証番号)** 1.会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を両社に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、またはJCBが暗証番号として不適切と判断した場合には、JCBが所定の方法により暗証番号を登録し通知します。 2.会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避けるものとします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。 3.会員は、両社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。

**第6条 (年会費)** 会員は当社に対し、別に定める期日に当社が通知または公表する年会費をカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、当社またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返しいたしません。

**第7条 (取引時確認等)** 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認(本人特定事項等の確認をいいます。)がJCB所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要とJCBが判断した場合は、JCBは入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

**第7条の2 (反社会的勢力の排除)** 1.会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」といいます。)は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者(以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」といいます。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者(以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJCBの信用を毀損し、またはJCBの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為(以下総称して「不当な要求行為等」といいます。)を行わないことを確約するものとします。 2.JCBは、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、JCBが利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、JCBは、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第16条(7)の規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第17条第3項(6)(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。 3.前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等についてJCBに請求をしないものとします。

4.第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。(1)暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者(2)暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者(5)暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者(6)その他暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

**第8条 (カードの利用)** 1.会員は、加盟店にカードを提示し、所定の売上票にカードの署名と同じ署名をすることにより、加盟店から商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます(以下「カード利用」といいます。)。カード利用代金が3万円未満の場合、もしくは、両社がとくに認めた場合には、会員は両社所定の方法にてカード提示、売上票の署名等を省略することができます。なお、立替払い会員が、加盟店においてカードを利用したことにより、立替払い会員の加盟店に対する支払いにつき、会員がJCBに対して弁済委託を行ったものとみなし、JCBは加盟店に対して、立替払い会員に代わって立替払いを行います。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、所定の手続きを行うことによりカード利用ができることがあります。 2.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード情報等を送信または通知する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。 3.カード利用代金のお支払いは、1回払いのみとします。 4.会員のカード利用に際して、利用金額、購入商品・権利、提供を受ける役務等によっては両社の承認が必要となる場合があります。この場合、会員は、加盟店がJCBに対してカードの利用可否に関する照会を行うことができるものとします。 5.会員のカード利用が本規約に違反する場合、またはそのおそれがある場合、当社またはJCBが会員のカード利用が適当でない判断した場合、会員のカード利用をお断りすることがあります。

**第9条 (立替払いの委託)** 1.立替払い会員は、第8条第1項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、JCBに対して弁済委託を行ったこととなります。立替払い会員は、JCBが会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、JCBが加盟店に対して立替払いすることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。 2.商品の所有権は、JCBが加盟店に対して支払いをしたときにJCBに移転し、カード利用代金の完済までJCBに留保されることを、立替払い会員は承認するものとします。

**第10条 (集金代行の委託)** 1.集金代行会員は、カード利用代金の集金業務を当社がJCBに委託することに、あらかじめ同意するものとします。 2.集金代行会員は、約定支払日に口座振替ができず、かつ一定期間内のJCBからの入金依頼を経てカード利用代金を支払わない場合、当社からの請求に基づき、カード利用代金を支払うことに同意するものとします。

**第11条 (カード利用可能枠)** 1.両社は、会員につき、利用可能枠を審査のうえ決定します。 2.JCBは、会員のカード利用状況および会員

の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を減額することができるものとします。3.会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードの利用可能枠を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」といいます。)はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式の如何を問わず、禁止の対象となります。(1)商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式(2)商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式

**第12条(利用可能な金額)** 1.会員は各月16日から翌月15日までの間(以下「標準期間」といいます。)、前条の利用可能枠から当該標準期間の利用残高を差し引いた金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。2.前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づきJCB(立替払い会員の場合)または当社(集金代行会員の場合)に対して支払うべき金額の各標準期間における合計額(約定支払日が到来しているか否かを問いません。なお、事務上の都合により標準期間におけるカード利用が翌標準期間におけるカード利用として残高に計上されることがあります。)で、会員が未だJCBまたは当社に対して支払いを済ませていない金額をいいます。3.会員は、利用可能枠を超えるカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。

**第13条(明細)** 1.JCBは、第14条に規定する会員の毎月の約定支払額等を、普通郵便で会員の届け出の住所にご利用代金明細書として通知します。ご利用代金明細書の内容について、異議がある場合には、通知を受けた後1週間以内にJCBに対して申し出るものとします。なお、ご利用代金明細書の延着または未着はカード利用代金支払いの拒絶の理由にはなりません。2.会員は、カード利用により購入した商品または提供を受けたサービスに関する異議は、当社または加盟店に申し出るものとし、当該異議による紛議はすべて会員と当社または加盟店との間で解決を図るものとします。

**第14条(カード利用代金の支払い)** 1.会員は、カード利用代金について、第9条第1項における両社間の立替払いまたは第10条第1項における集金代行の有無にかかわらず、第2項に定めるとおりJCBに対して支払うものとします。2.カード利用代金は毎月15日までに締め切り、翌月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とします。会員は約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」といいます。)、をあらかじめ会員が届け出た金融機関の預金口座等から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、会員の当社またはJCBに対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等によりJCBが特に指定した場合にはJCB所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には当該金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替がなされることがあります。3.会員の当社またはJCBに対する債務の支払額がその債務の全額に充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、JCB所定の順序によりJCBが行うものとします。

**第15条(遅延損害金)** 会員が、会員のカード利用に基づきJCB(立替払い会員の場合)または当社(集金代行会員の場合)に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額(ただし、遅延損害金は除きます。)に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づきJCBに対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、遅延損害金は除きます。)に対し、期限の利益喪失の日の翌日から完済に至るまで、年14.60%の割合(1年を365日(うるう年は366日)とする日割計算)による損害金を付加して支払うものとします。

**第16条(期限の利益の喪失)** 立替払い会員は次の事項の一つにでも該当する場合には、JCBに対するカード利用にかかる一切の債務について、(1)においては相当期間を定めたJCBまたは当社からの催告後に是正されない場合、(2)、(3)または(4)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)においてはJCBの請求により、JCBに対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額をただちに支払うものとします。(1)約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。(2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。(3)差押、仮差押、保全差押、仮処分の上立てまたは滞納処分を受けたとき。(4)破産、民事再生手続、金銭の調整に係る調停の上立てを受けたとき、または自らこれらの上立てをしたとき。(5)(1)、(2)、(3)、(4)のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。(6)本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき(第7条の2第1項に違反する場合を含むが、それに限りません。)(7)第17条第3項(1)、(2)、(4)、(6)または(7)のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。

**第17条(退会および会員資格の喪失等)** 1.会員は両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社またはJCBの指示に従って貸与を受けているカードをただちに当社に返還するか、カードに切り込みを入れて破棄するものとし、立替払い会員の場合はJCB、集金代行会員の場合は当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会といたします。2.当社が第3条、第4条または第19条に基づき送付したカードについて会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。3.会員(8)のときは、(8)に該当する会員)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社またはJCBからの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)においては当社またはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。この場合、会員は貸与を受けているカードを当社にただちに返還するものとします。会員は、本規約に基づきJCBに対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、会員は、会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。(1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。(2)会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。(3)会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたるとき。(4)会員の信用状態に重大な変化が生じたり、あるいはカードの利用状況が適当でない当社またはJCBが判断したとき。(5)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。(6)会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配しもしくは会員の経営に影響力を行使できる者が反社会的勢力等に該当することが判明したとき。(7)会員が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。(8)会員が死亡したことをJCBが知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡がJCBにあったとき。4.前項各号に該当する場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、両社は、加盟店に対し、当該カードの無効を通知できるものとします。5.第3項に該当し、当社またはJCBが所定の方法により、または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員はただちにカードを返還するものとします。

**第18条(カードの紛失、盗難)** 1.カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合はそのカードの利用代金は会員の負担とします。2.第1項の規定にかかわらず、会員は紛失、盗難の事実をすみやかに両社に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出なければなりません。

**第19条(カードの再発行)** カードの紛失、盗難、破損、および汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により、会員が届け出た場合、両社が審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、両社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は別途通知または公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。

**第20条(届出事項の共有)** 1.会員は、両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、預金口座等について変更があった場合には、遅滞なくその旨を両社所定の届出書により、両社に対し届け出なければなりません。なお、会員は当社またはJCBの一方に対して両社所定の届出書が提出された場合には当該提出いただいた情報について両社において共有することにあらかじめ同意するものとします。2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容にかかる前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。3.第1項の届け出がないため、当社またはJCBもしくは両社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

**第21条(利用内容の共有)** 会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員のカードの利用内容を、両社において共有することにあらかじめ同意するものとします。

**第22条(費用の負担)** 会員は、振込にて債務を支払う場合の金融機関等の振込手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、およびJCBが債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

**第23条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)** 1. 会員等は、両社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいいます。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。（1）JCBが本契約（本申し込みを含みます。以下同じ。）を含むJCBとの取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を収集、利用すること。①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第20条等に基づき入会後に届け出た事項。②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。

③会員のカードの利用内容、支払状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収の他与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、JCBが収集したクレジット利用・支払履歴。⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項。⑥JCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。（2）両社が以下の目的のために、個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査または本号④に定める営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします（中止の申し出は本規約末尾に記載の当社またはJCB相談窓口へ連絡するものとします。）。①カードの機能、付帯サービス等の提供。②当社事業（コンサート事業、その他当社の定款記載の事業。以下「当社事業」といいます。）またはJCB事業（クレジットカード事業、その他JCBの定款記載の事業。以下「JCB事業」といいます。）における取引上の判断。（会員等によるJCB加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含みます。）③当社事業またはJCB事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

④当社事業、JCB事業または加盟店における宣伝物の送付等の営業案内。（3）本契約に基づく当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

**第24条 (個人信用情報機関の利用および登録)** 1. 会員等は、JCBが利用・登録する個人信用情報機関（個人の返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」といいます。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。（1）会員等の支払能力の調査のために、JCBが加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報が含まれます。（2）加盟個人信用情報機関に、本会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限ります。）のためにこれを利用されること。（3）前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性、最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とし、各加盟個人信用情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。各加盟個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員名等は各期間のホームページに掲載されており、JCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

**第25条 (個人情報の開示、訂正、削除)** 1. 会員等は、当社、JCB、加盟個人信用情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。（1）当社への開示請求：本規約末尾に記載の当社相談窓口へ（2）JCBへの開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ（3）加盟個人信用情報機関への開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人信用情報機関へ 2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社およびJCBはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

**第26条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)** 両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本規約に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第23条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当社、JCBの営業案内に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の当社またはJCBの相談窓口へ連絡するものとします。）。

**第27条 (契約不成立時および退会後の個人情報の利用)** 1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第23条に定める目的（ただし、第23条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBの営業案内を除きます。）および第24条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。2. 第17条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第23条に定める目的（ただし、第23条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCBの営業案内を除きます。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

**第28条 (合意管轄裁判所)** 会員は、会員と当社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴訟のいかんにかかわらず会員の住所地または当社もしくはJCBの本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

**第29条 (準拠法)** 会員と当社、JCBおよび加盟店との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

**第30条 (会員規約およびその改定)** 本規約は、会員と当社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

-----

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の個人情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、JCBでは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス部 担当役員）を設置しております。

**<当社ご相談窓口>**

株式会社まさし まさしWORLD事務局  
〒107-0052 東京都港区赤坂6-12-11 赤坂甲陽ビル  
FAX 03-6388-9689  
E-mail world@sada.co.jp

**<JCBご相談窓口>**

株式会社ジェーシーピー 会員サービス部  
〒181-8001 東京都三鷹市下連雀7-5-14  
TEL 0422-40-8138

(TK111801・20180517)

-----

**<加盟個人信用情報機関>**

本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

- 株式会社シー・アイ・シー（CIC）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）  
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階  
電話番号 0120-810-414 <http://www.cic.co.jp/>
- 株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）  
〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1  
電話番号 0570-055-955  
<http://www.jicc.co.jp/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

#### 登録情報および登録期間

	CIC	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日から6ヵ月以内
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
④登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑤本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。

※上表の他、CICについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内(入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内)、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

#### <提携個人信用情報機関>

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

- 全国銀行個人信用情報センター

電話番号 03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人信用情報センター開設のホームページをご覧ください。

- 加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*

\*提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

(KSK77C・20170331)